

南砺市農業委員会第 19 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 4 年 1 月 6 日
- 2.開会時刻 令和 4 年 2 月 3 日 午後 1 時 55 分
- 3.閉会時刻 令和 4 年 2 月 3 日 午後 3 時 00 分
- 4.場 所 福光庁舎 別館 3 階 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 20 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 88 号 農地法第 5 条の許可に対する事業計画変更申請について

議案第 89 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 90 号 空き家に付随した農地の指定申請について

議案第 91 号 空き家に付随する農地の指定解除について

第 3 報告第 41 号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 田原 雅之、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

- | | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>定刻より前ではありますが、皆さんお揃いになりましたので始めたいと思います。</p> <p>雪は小康状態ですが、週末にまた降る予報で雪に対する対策をしっかりとしないといけないと思っています。</p> <p>連日報道されていますようにコロナ患者がとても増えていまして、昨日は 19 人だったかと思っています。南砺市においても急に蔓延してきており、皆様も感染には気をつけていただきたいと思っています。</p> <p>また、農業者会との合同研修会にも参加いただきありがとうございました。同じ 2/1 には南砺市の土地改良区が合併いたしました。今まで 5 つの土地改良区が一つになり、今後はスケールメリットを生かして土地改良事業等を進めていただきたいと思っています。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 20 名全員の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。</p> <p>会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。</p> |
| 会長 | <p>皆様お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。コロナが猛威を振るっていまして、富山県も過去最高ということで大変心配される状況です。1/21 に常設審議委員会</p> |

会長

に行ってみりまして、私が質問したことを皆様方におつなぎしておきたいと思っております。

1月に砂利採取の案件があったかと思いますが、一時転用案件が〇〇市、〇〇〇市、〇〇市の3市から常設審議委員会にかけられました。〇〇市の〇〇におきまして工業団地を増設するということで現地調査に行ってきました。その中には過去に砂利を採取した場所があるということで〇〇市の方に聞いたわけです。この砂利を取ったところも一緒の値段で買収されましたか、と聞いたら砂利を取ったところは安いですと答えられました。砂利採取したところに建物を建てるわけにいかないの、調整地に使わせていただきますという回答でした。それで、常設委員会でこれだけ砂利を掘っていますが、みんな地価が下がっているんですね。この掘った砂利は地元で使用するんですかと聞いたわけです。そうしたら〇〇の港に砂利を積み出す設備があり、〇〇から運搬船がきて積んで持って行っております、と言われた方がいます。わざわざよそに砂利をやって地価を下げる必要はないんじゃないかと言いましたら、明確な回答はございませんでした。今後もどんどん砂利が掘っていかれ、最後は掘りつくしてしまうのではないか、そのときに富山県の農地がどうなるのかと心配したので皆様方におつなぎしておきます。

会長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は1番委員、2番委員の2名の方よろしくお願いたします。それでは議事に入ります。

議長

議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第86号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回2件の申請がありました。

面積は 田で396㎡、畑46㎡です。

受付番号1番です。

前回の総会で空き家に付随した農地として審議いただいた案件です。譲渡人〇〇〇〇さんは現在入院中で退院後施設に入る予定です。譲受人〇〇〇〇さんは県外のアパートに家族3

事務局

人で住んでいますが、南砺市に移住するにあたって実家近くの空き家と農地を購入し野菜を作りたいということで申請されたものです。

受付番号 2 番です。

〇〇〇〇さんは令和 2 年 4 月に亡くなられたのですが、相続人がいないため相続財産管理人である行政書士の〇〇〇〇さんが譲渡人となっています。申請地はもともと今回の譲受人である〇〇〇さんの農地で、別の方が転用したいということで許可をもらい譲り渡したのですが、転用されず、平成 8 年に現在の所有者〇〇〇〇さんが倉庫を建てるということで事業計画変更の承認を受けられていたのですが、こちらも実行されないまま亡くなられてしまい、結局元の所有者である譲受人に返すものです。現況は仮畔がありますが、一枚の田として利用できる状況です。なお、過去に得ています転用許可については、譲受人が転用せずに死亡したことにより効力がなくなるため、許可の取消しをする必要がないことを県に確認しています。

事務局

いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 87 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請がありました。面積はすべて田で 12,044.46 m²です。

分家住宅敷地	1 件	畑	1 筆	47 m ²
分譲宅地	1 件	田	9 筆	6,270.7 m ²
送電用鉄塔建替工事仮設用地 (一時転用)	1 件	田	7 筆	5,726.76 m ²
	3 件		17 筆	12,044.46 m ²

事務局

受付番号 1 番です。

譲受人〇〇〇〇さんは仕事の関係で県外に夫婦と子供 2 人で住んでいるが、3 人目の子供ができ、両親の協力を得なければ生活が困るということで、実家付近で住宅を建築したいと思い、実家の敷地の一部と申請地を利用して分家住宅を建てるものです。

農地区分は JR〇〇駅から概ね 500m 以内の 2 種農地、転用許可基準は代替可能性勘案の必要なしと判断いたしました。

受付番号 2 番です。

譲受人は平成 19 年に設立された〇〇県及び県西部を中心に不動産の売買・宅地開発を行っている会社です。申請地は 1 km 圏内に保育園から高校までの教育施設があり、行政施設も商業施設も充実しており、生活するうえで大変便利なところではありますが、この地で住宅を取得しようとしても申請地周辺には分譲地がないという声があがっていました。そのため近隣を調査したところ〇〇〇は 22 区画完売、〇〇〇は 10 区画中 9 区画、〇〇〇は 40 区画中 39 区画が売却済という状況であったことから、この地での需要は高いと判断し周辺企業の従業員が住宅を取得することも考えて、23 区画で宅地分譲を計画するものです。

農地区分は用途地域のため 3 種農地、許可基準は原則許可となります。

受付番号 3 番です。

既存鉄塔の高経年化に伴う建替工事のため、資材置場や休憩用地、作業用地として一時的に利用するために申請するものです。利用期間は 3 月 1 日から 11 月 30 日の 9 か月間を予定しています。プラロードと鉄板を敷き詰め車両進入路、資材置場、仮設休憩小屋及び倉庫、トイレを設置します。周囲は立入禁止柵で囲います。雨水については田の排水口を利用

事務局 し、生活排水は発生しないということです。鉄塔の建替自体は許可不要で後日届出を提出する予定です。工事完了後は速やかに撤去、原形復旧し所有者と確認するとのことでした。

農地区分は農用地で許可基準は仮設工作物の設置その他の一時転用となります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 88 号 農地法第 5 条の許可に対する事業計画変更申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 88 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 1 件の申請がありました。面積は田 2 筆 670 m²、畑 3 筆 1,080.38 m²です。

事務局 受付番号 1 番です。

申請人〇〇〇〇〇〇〇(株)は、〇〇〇〇自動車道の暫定二車線区間における速度低下の解消、安全性の向上等を目的とした四車線化事業において、上原橋を建設する事業を行うにあたり、令和元年 6 月 28 日に許可を得て工事用道路及び資材置場として工事を進めているが、工事用道路を設置するための掘削作業において粘度の高い地盤が混在し、掘削作業に時間を要したこと、昨年のお大雪により工事の進捗が遅れたこと、将来的維持管理を考慮し、漏水等を防ぐための工事を追加すること、以上の 3 点の理由により工期の終期を令和 4 年 2 月

事務局 28日から令和4年6月30日に延長したく申請するものです。
なお、一時転用は最長3年のためこれ以上の延長はできない旨了解されています。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第88号 農地法第5条の許可に対する事業計画変更申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第89号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第89号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定に関する案件で1月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、72件・185筆の申請がありました。面積は、田290,497.72㎡ 畑14,165㎡ 計304,662.72㎡です。

受付番号16番は地主の離農により地元の担い手に預けられるものです。

受付番号17～18番は担い手の変更によるものです。

受付番号19番は高齢による離農ということで担い手に預けられるものです。

受付番号20番はニラの生産農家であり、作付を拡大したいため、耕作者を変更するものです。

21番は地元の担い手が離農するため、近隣の農業法人が請けられるものです。

25番は認定農業者が作っていましたが、通作距離があるため、近隣の認定新規就農者に預けられるものです。

31 番は担い手の変更で地元の方に変更されるものです。

33 番は新たに農業法人が借りられるものです。未作付地であったことから保全管理解消のため、ぶどう栽培をされるものです。

34 番は仲間田の解消ということで相対契約から中間管理機構に変更されるものです。

36 番は農協仲介から中間管理機構に変更されるものです。

37～38 番は利用権設定されていましたが、中間管理機構を通して配分される予定です。

39 番も農協仲介から中間管理機構に切り替えるものです。

40～43 番は農協仲介から中間管理機構を通して配分されるものです。賃借料は 0 円ですが、配分予定の法人は〇〇地域で標準的な賃料を 4 段階にわけて設定されているのですが、それらを参考に独自単価を設定しています。確認しましたら 1 反当たり〇,〇〇〇円をベースに管理料等プラス α して年末に支払われると聞いています。

44 番は担い手変更です。45 番も担い手変更によるものです。

46～48 番は地主が県外の方もいますが、離農により担い手に預けられるということで配分予定の〇〇〇〇さんは父親が認定農業者でしたが息子さんが承継されたため、中間管理機構を通して配分される予定です。

49～50 番は農業法人の規模拡大によるものです。

51 番は 5 条申請により分筆後の残地を預け直すものです。

52～53 番は仲間田のため、地主の規模縮小ということで中間管理機構を通して配分予定です。

54～55 番は農協仲介から中間管理機構へ移行されるものです。

56～60 番は担い手の変更によるものです。

61～65 番は利用権設定が切れたものや農協仲介のものもあり、新たに中間管理機構を通して配分されるものです。64 番の 0 円は自宅横の保全管理部分で水稻作は困難で現在は畑として使用していることから 0 円になっていると聞いています。

66 番は農業仲介から中間管理機構へ移行されるものです。

67 番は利用権設定が切れていたため、今回中間管理機構を通して配分されるものです。

68 番は相対契約から中間管理機構に変更されるものです。

69～70 番は農協仲介と利用権が切れていたものをあわせて中間管理機構を通して配分されるものです。

事務局 71 番は仲間田の絡みで農協仲介から中間管理機構へ移行されるものです。0 円設定についてですが、この農地は細長く不整形で作付けしづらいため、地主から管理してほしいということで 0 円設定と聞いています。
72 番は農協仲介から中間管理機構を通されるものです。流動化率は前回より微増の 56.05%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 89 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 90 号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

= 議案第 90 号について議案書をもとに朗読・説明 =

事務局 申請件数は 1 件です。地目は田で 1 筆 57 m²です。
過去に 1 筆を非農地認定で田から宅地に修正をしているところですが、今回の願出地の東側には敷地の南側から水路部分として分筆されています。先代が水路に付け替えたため、現況にあわせて修正し、空き家に付随する農地の申請が提出されました。担当委員と先月雪の中ではあったのですが現地確認に行ってきました。畑の部分は畝があり、きれいに整地されており、来年の耕作ができるようになっていることを確認したところです。

議長 ありがとうございます。以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 90 号 空き家に付随した農地の指定申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

議案第 91 号 空き家に付随する農地の指定解除について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 91 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

申請件数は 2 件です。○地域内と○○地域内で、田 3 筆 196 m²、畑 2 筆 807 m² 計 5 筆 1,003 m²になります。

12 月の総会で 3 条許可をいただいたものです。所有権移転登記が完了したため、今回申出書が提出されたものです。今回の指定解除により、農業委員会で行う手続きは完了となります。これにより下限面積は 0.1 a から従来の面積要件 50 a に戻ります。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 91 号 空き家に付随する農地の指定解除について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして報告事項へ進みます。

議長

報告第 41 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 41 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 1 件の申請がありました。

譲受人は〇〇〇〇〇〇(株)で譲渡人〇〇〇〇さんの田 1,207 m²の内 2.25 m²に携帯電話無線基地局を設置するものです。工期は 2 月 7 日から約 1 か月間です。転用許可の不許可の例外に該当するため、届出により報告させていただきます。

議長

報告第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 42 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 35 件の届出がありました。

面積はすべて田で 74 筆 144,031.52 m²です。

受付番号 1 番は、耕作者の変更により解約するものです。

受付番号 2～4 番は、5 条申請のため合意解約したものです。

受付番号 5～8 番は、任意の営農組合の代表者と利用権設定していたが構成員全員としていたわけではないので、一度全部解約することにしたものです。耕作はそのまま任意の集落営農組織で行います。

受付番号 9 番は、耕作者変更によるものです。

受付番号 10 番は、中間管理機構を通して耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号 11～20 番は、中間管理機構通しに変更するために合意解約したものです。

受付番号 21～22 番は、相対契約にて耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号 23～24 番は、耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号 25～26 番は、中間管理機構に切り替えるために合意解約したものです。

受付番号 27～31 番は、機構通しにして耕作者を変更するた

事務局 | めに合意解約したものです。
受付番号 32～35 番は、5 条申請により合意解約したもので
す。

議長 | この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 | その他について事務局からお願いいたします。

事務局 | ・小委員会 2/25 (金) の案内について
・研修会 (3/16) の案内と出欠の報告について
・「富富富」生産推進大会の案内配布
・タブレット活用事業について

議長 | その他ご意見等ないようですので、本日の議案・協議・報
告事項はすべて終わります。

議長 | 次回の総会は令和 4 年 3 月 3 日 (木) 午後 3 時から、場所
は福野体育館 会議室となります。
あわせて 4 月の総会は令和 4 年 3 月 25 日 (金) 午後 2 時か
ら、場所は福光庁舎 3 階大ホールとなります。
以上で、南砺市農業委員会第 19 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 00 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長